



中国は第三者決済への監督管理体系を整備 ～決済業界の市場構図が変わるか

リサーチ&アドバイザー部
中国調査室

メインピックス	2
中国は第三者決済への監督管理体系を整備～決済業界の市場構図が変わるか.....	2
▶ 中国人民銀行は1月20日、銀行以外の決済業者に対する規制、「非銀行決済機関条例(意見聴取稿)」(以下「条例」)を公表し、パブリックコメントを募集する。2010年6月に公表された「非金融機関決済サービス管理弁法」(中国人民銀行令〔2010〕第2号、以下「2号令」)に比べ、「条例」は部門規定を行政法規に昇格したほか、監督管理の内容が全面的で、決済事業参入の基準を引き上げ、本業の決済事業への回帰を強調し、機能監督という理念に基づいて決済業務の分類を見直し、不当競争や独占禁止の違反に対する罰則の規定を追加した。	
人事労務コンサルティング情報/中智上海.....	8
労働契約の解除・終了時の経済補償金に関するQ&A～	8
▶ 労働法規における中国特有の制度に経済補償金がある。今回は、会社から労働契約を解除・終了する場合の経済補償金に関し比較的相談の多いケースをご紹介します。	
三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 2 月).....	10

メントピックス

中国は第三者決済への監督管理体系を整備～決済業界の市場構図が変わるか

中国人民銀行は1月20日、銀行以外の決済業者に対する規制、「非銀行決済機関条例(意見聴取稿)」(以下「条例」)を公表し、パブリックコメントを募集する。2010年6月に公表された「非金融機関決済サービス管理弁法」(中国人民銀行令[2010]第2号、以下「2号令」)に比べ、「条例」は部門規定を行政法規に昇格したほか、監督管理の内容が全面的で、決済事業参入の基準を引き上げ、本業の決済事業への回帰を強調し、機能監督という理念に基づいて決済業務の分類を見直し、不当競争や独占禁止の違反に対する罰則の規定を追加した。

2013年以降、データ通信量の急増および大手企業の高額な補助金投入により、パソコンからモバイル端末への移行が進行し、モバイル決済がインターネット決済に取って代わり、ノンバンク決済の主な形となっている。2010年に比べ、決済業界では大きな変化が起こり、決済方式や商品のイノベーションが続出するとともに、リスクも複雑かつ顕在化していることから、新たな法令を整備する必要性が高まり、市場の規範化が求められている。

ここ3年の全国人民代表大会(全人代)では、多数の人民銀行の委員は条例公布を建議した。条例制定に関する検討は2019年から始まり、人民銀行の分支機構、決済機関、商業銀行、清算機関、業界協会など関係部門に意見聴取を行い、アリババ系の支付宝(Alipay)、テンセント系の財付通(Tenpay、微信支付)、京東数字科技(JD Digits)といったフィンテック大手も参加した。10年間を経て発展してきた中国の第三者決済業界は、重要な規制変化を迎えようとしている。

I. 決済業務分類の最適化

中国では、銀行以外の異業種が利用者に提供する決済サービスを「第三者決済」と呼ぶ。2010年6月、中国人民銀行は同業務に対する初めての法令、「非金融機関決済サービス管理弁法」(同年9月1日施行)を公布し、「決済業務許可証」と呼ばれる第三者決済業務のライセンス制度を導入した。第三者決済のライセンスは、①ネットワーク決済、②プリペイドカードの発行・受理、③銀行カードのアクワイアリング、④その他の決済サービスの4種類に分けている。そのうち、ネットワーク決済を端末別に、①両替、②インターネット決済、③移動電話決済、④固定電話決済、⑤デジタルテレビ決済の5種類に分けている(図表1)。

【図表1】第三者決済機関の分類(2010年)

業務種類	範囲	定義	収益源
ネットワーク決済	両替	公共ネットワークまたは専用ネットワークに依拠して、受取人・支払人の間で、通貨資金を移転する行為	コミッション
	インターネット決済		
	移動電話決済		
	固定電話決済		
	デジタルテレビ決済		
プリペイドカード受理	地級・省級・全国	収益を目的として発行し、発行機関以外で商品またはサービスを購入する前払いで有する価値。磁気やチップ等技術を通じて、カードやパスワードの形で発行するプリペイドカードの発行・受理が含まれる	①手数料 ②積立金 ③発行費用
プリペイドカード発行			
銀行カードのアクワイアリング	省級・全国	POSレジを通じて、銀行カードの契約店舗に対して、現金に代わる決済サービスを提供する業務。2018年からQRコード決済を統計の対象内に組み入れた	コミッション
(資料)管理弁法より当行中国調査室作成			

2011～2015年、人民銀行は9回にわたって270社にライセンスを交付したが、2016年から、原則として新規発行を取りやめると発表した(図表2)。合併、抹消、未継続により存在しなくなった38社を除き、現時点では233社まで減少してきている。そのうち、プリペイドカードの発行は139件、インターネット決済は109件、銀行カードのアクワイアリングは60件となっている(図表3)。なお、一部業務は地域的、オンラインとオフラインの区別があり、単一の決済機関は複数の決済業務を展開することができる。

【図表2】第三者決済機関のライセンス交付状況

日時	会社数	年間交付数	主要会社	
第1回	2011-5-18	27	支付宝、財付通、銀聯商務、快錢等	
第2回	2011-8-29	13	101	銀聯電子、銀聯数碼等
第3回	2011-12-22	61	宝付網絡、天翼電子商務、聯通沃易付、中移電子商務等	
第4回	2012-6-27	95	96	銀視通、蘇寧易付等
第5回	2012-7-20	1	青島百達通	
第6回	2013-1-6	26	53	匯卡商務、上海商旅通等
第7回	2013-7-6	27	新浪支付、百付宝等	
第8回	2014-7-10	19	19	暢捷通、帮付宝、理房通等
第9回	2015-3-26	1	1	広東広物電子商務
合計		270	270	

(資料) 中国人民銀行より当行中国調査室作成

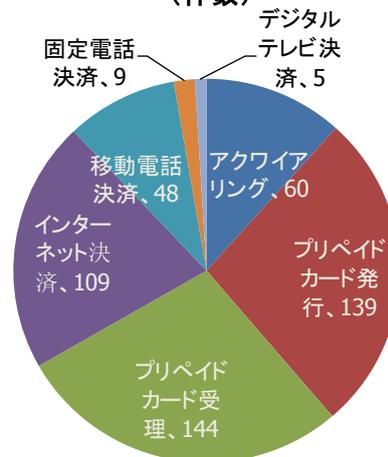
2号令は技術と端末に基づき、決済業務を定義しているが、急速に発展している実際の市場業態に適応できなくなり、全てをカバーできず、不備な点がある。電子商取引(EC)の発展に伴い、インターネット決済、移動電話決済には新たな業務内容が生まれつつあるが、固定電話決済、デジタルテレビ決済といったライセンスの価値が低下している。また、2016年前後から現れてきたバーコード決済はオンラインとオフラインの境界をなくし、ネットワーク決済と銀行カードのアクワイアリングの特徴を有しており、前述3種類のいずれにも組み入れ難いため、監督管理ができない恐れがある。

技術や業務の革新に対応するため、条例は従来の4種類(ネットワーク決済、プリペイドカードの発行・受理、銀行カードのアクワイアリング、その他)を、資金と情報の二つの面に従って、口座開設(前払価値の提供)、預金類機関の特徴があるかどうかによって、決済業務を「チャージ口座運営」(口座側)と「決済取引処理」(アクワイアリング側)の2つに分けている(図表4)。従来のネットワーク決済と銀行カードのアクワイアリングが決済取引処理の対象になる。他方、チャージ口座運営にはプリペイドカードと財布口座運営が含まれ、財布口座には財布口座管理と財布のアクワイアリングの2つが含まれている。

近年、支付宝、財付通、京東といったネット大手のほか、美团(Meituan)、拼多多(Pinduoduo)、蘇寧(Suning)なども相次いで決済事業に参入し、自社のチャージ財布口座を運営している(図表5)。2011年5月に第1陣でライセンスを取得した第三者決済機関は、2021年5月からライセンスの更新を迎えるが、新たな分類方法を適用する公算が高い。

また、決済口座とは、自然人(個人事業主を含む)の意思によって開設し、決済指示を出し、前払取引の資金残高を記録し、取引明細を反映することに用いる電子簿記を指すと定義している。なお、企業口座が対象になるかどうか、明らかにされていない。企業口座の開設について、本人確認や接続安全に対して、より高度な監督管理が求められるため、法人向けを商業銀行に、個人向けを非銀行決済機関に限定する可能性が高い。支付宝と財付通の企業顧客は少なく、網商銀行と微衆銀行で取り扱っていることから、2社への影響はそ

【図表3】第三者決済ライセンスの構成(件数)



(資料) 中国人民銀行より当行中国調査室作成

れほど大きくないと思われる。

【図表4】第三者決済機関の分類(2021年)

口座種類	定義	依拠	差異
チャージ口座	決済口座開設または前払式価値提供を通じて、受取人・支払人が出した電子決済指示によって、通貨資金を移転する行為。法人機関が発行した社内で使用する前払式価値を除く	具体的な分類方式と規則は中国人民銀行より別途規定	リスク程度によって以下の監督管理要求を定めた ①登録資本金の最低額、登録資本金と業務規模の割合 ②運営面の要求、決済取引処理機関は口座の敏感情報を保存してはならない ③監督管理上のその他事項
決済取引処理	決済口座を開設せず、または前払式価値を提供せずに、受取人・支払人が出した電子決済指示によって、通貨資金を移転する行為		
(資料) 条例より当行中国調査室作成			

【図表5】アリババ、テンセント以外主要IT企業の決済ライセンス状況

プラットフォーム企業	決済機関	決済ライセンス種類	ブランド	状態
京東(JD.com)	網銀在線(北京)科技有限公司	銀行カードのアクワイアリング(北京) インターネット決済 移動電話決済 固定電話決済	京東支付	導入済み
美团(Meituan)	北京錢袋宝支付技術有限公司	銀行カードのアクワイアリング インターネット決済 移動電話決済	美团支付	導入済み
字節跳動(ByteDance)	武漢合衆易宝科技有限公司	インターネット決済	抖音支付 Doupay	導入予定
快手(Kuaishou)	易聯支付有限公司	プリペイドカードの発行・受理 インターネット決済 移動電話決済	老鉄支付	導入予定
拼多多(Pinduoduo)	上海付費通信息服務有限公司	プリペイドカードの発行・受理 銀行カードのアクワイアリング インターネット決済 移動電話決済	多多錢包	導入予定
哔哩哔哩(bilibili)	なし	なし	Bilibilipay	ドメイン登録
携程(Ctrip)	上海東方匯融信息技術服務有限公司	プリペイドカードの発行・受理 インターネット決済	程付通 程付宝 携程宝	導入予定
滴滴(DiDi)	北京滴滴支付技術有限公司	インターネット決済	滴滴支付	導入済み
小米(Xiaomi)	捷付睿通股份有限公司	銀行カードのアクワイアリング インターネット決済 移動電話決済	天星支付	導入済み

(資料) 公開資料より当行中国調査室作成

II. 決済事業参入の厳格化

条例は非銀行決済機関の事業参入管理に対してより厳格であり、完備された市場メカニズムの構築が狙いである。非銀行決済機関の設立について、まず設立準備を申請し、中国人民銀行の認可を取得してから6カ月以内に準備作業を完了させる。準備作業が完了して以降、非銀行決済機関所在地の中国人民銀行分支机构により検収し、合格すれば開業を申請できる。これは金融機関、小口融資会社の設立手続と一致している。

登録資本金について、決済業界で以前発生した顧客から預かった資金(「備付金」)の流用といった不正案件を鑑み、条例は登録資本金の最低額を従来の全国的業務1億元、地域的業務3,000万元から、地域を問わず、払込資本金1億元と定めた。

また、株主、実際支配者、最終受益者に対する参入と変更の監督管理を強化し、①他人に株式の委託所有等を通じた監督管理の回避、②関連者が多く、株式構成が複雑で不透明またはもめ事がある、悪意な関連取引の展開、③市場支配的地位の乱用等による不当競争の展開、④市場を操作し、市場秩序を乱す、⑤3年以内で所有する非銀行決済機関の株式を譲渡するなど、支配株主や実際支配者の禁止行為を列挙した。

条例は、同一法人は二つ以上の非銀行決済機関の10%以上の株式を所有してはならず、同一実際支配者は二つ以上の決済機関を支配してはならないと規定している。これは、二つ以上の決済ライセンスを持っている企業に影響を与えることになる。例えば、海航集団(5社)、平安集団(2社)、蘇寧集団(2社)は、機関を合併または株式を売り出す必要がある。特に、中国の銀行間決済ネットワークである中国銀聯(チャイナ・ユニオンペイ)が実際支配者として出資する決済機関は10社もあり、影響が最も大きいと思われる。

条例は、これまで5年間毎のライセンス継続を取り消し、毎年の総合評価と分類格付に変更。条例施行前に決済業務許可証を取得した非銀行決済機関は、条例施行日から1年以内に条件を満たさなければならない。期限切れで条件を満たさない場合、人民銀行より業務停止を命じる。業務停止に応じない場合、決済業務許可証を撤回するとしている。

このほか、決済業務許可証で記載された範囲以外の業務に従事してはならない、与信活動に従事してはならないと強調した。決済業務とその他の金融業務を分離させ、リスクの拡大を防止することが目的である。決済機関は決済口座をデータ量のエントリーとして、融資、理財、基金など金融業務を展開し、複数業務の組み合わせ・内包構造を形成しているため、監督管理の難しさが増している。例えば、アリペイと微信支付は、財布口座管理、カード発行(QRコード)、アクワイアリングという三つの機能は、人民銀行システムの清算機関(銀聯、網聯²)を通さずに処理を行うことが可能である。2社の決済口座を預金口座(「残高」、「钱包」)、消費者金融(「花呗」、「分付」)、資産運用(「余额宝」、「零钱通」)にそれぞれ接続し、大半の資金はプラットフォーム内部で回されている。当局として資金流動の情報を十分に把握できないため、決済リスクが生じるほか、マネーロンダリング、脱税などの違法行為につながる恐れがある。

Ⅲ. 独占禁止措置の追加

条例の大きな注目点として、初めて不当競争、独占禁止を決済機関の監督管理に組み入れ、市場支配的地位の警告、市場支配的地位の認定基準を設定し、監督管理措置を明記した点が挙げられる。2020年末、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会(銀保監会)、中国証券監督管理委員会(証監会)、国家外貨管理局の4機関は共同でアリババ傘下の金融会社、螞蟻科技集団(アントグループ)に対し、行政指導を行った。指導内容の第一条では、電子決済という本来の業務に立ち返り、取引の透明性を高め、不当競争を禁じると明記。続いて、中央経済工作会議では、「独占禁止と資本の無秩序な拡大の防止」を鮮明に打ち出した。条例は当局の方針とも一致している。

第55条では、非銀行決済機関が下記状況の一つに該当する場合、人民銀行は国务院の独占禁止執行機関に対して企業への行政指導を求めよう、決済機関を警告することができるとした(図表6)。

市場調査会社の艾瑞諮詢(iResearch)およびアントグループの目論見書のデータに基づき推計すれば、2019年7月から2020年6月まで、アリペイの域内での取引金額は約118兆元、テンペイは約89兆元、2社合計で約207兆元となる。一方、中国支払清算協会が四半期毎に発表した支払体系運営報告によれば、同期間の非銀行決済機関のネット決済業務金額は263兆6,800億元。アリペイとテンペイはそれぞれ非銀行決済機関ネット決済金額の44.8%と33.8%、合計78.6%を占めていることが分かる(図表7)。なお、分母となっ

¹ 全額出資の銀聯商務、広州銀聯網絡支付、北京銀聯商務、上海銀聯電子支付、寧波銀聯商務、中金支付、深セン市銀聯金融網絡、深セン市深銀聯易弁事金融服務、出資比率60%の北京数字王府井科技、30%の銀視通信息科技有限公司である。

² 人民銀行は2017年4月、「非銀行決済機関のネットワーク支払業務の直接接続モデルから網聯清算プラットフォームへの移行に関する通知」を公布し、同年8月、第三者決済機関との新たな清算機関として「網聯清算有限公司」が設立された。

ている非銀行決済機関のネット決済業務は、紅包(お年玉)など娯楽性商品の取引、実店舗の QR コード決済は統計の対象外となるため、全体の決済金額より小さい。

【図表6】独占禁止に関する認定基準

市場範囲	条件	措置
市場支配的地位の警告 非銀行決済機関の非銀行決済市場でのシェア	1社で市場シェアが3分の1	人民銀行は国务院の独占禁止執行機関に、企業への行政指導を求めるよう警告
	2社で市場シェアが2分の1	
	3社で市場シェアが5分の3	
市場支配的地位の認定 非銀行決済機関の全国電子決済市場でのシェア	1社で市場シェアが2分の1	人民銀行は国务院の独占禁止執行機関に、市場支配的地位の乱用の停止、決済事業の分割などを建言
	2社で市場シェアが3分の2	
	3社で市場シェアが4分の3	
(資料) 条例より当行中国調査室作成		

【図表7】非銀行決済機関の市場シェア

非銀行決済市場(2019.7.1--2020.6.30)				
	非銀行機関ネットワーク決済	支付宝	財付通	2社合計
取引金額(兆元)	263.68	118	89	207
割合	100%	44.75%	33.84%	78.59%
全国電子決済市場(2019.7.1--2020.6.30)				
	電子決済(銀行+非銀行)	支付宝	財付通	2社合計
取引金額(兆元)	2787.47 (2523.79+263.68)	118	89	207
割合	100%	4.23%	3.19%	7.42%
(資料) iResearch、アントグループの目論見書、中国支払清算協会より当行中国調査室作成				

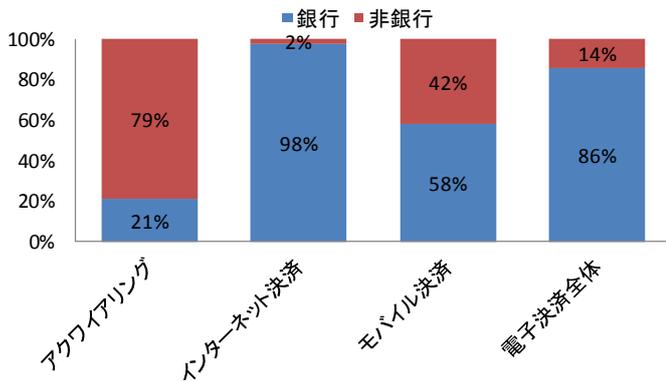
第 56 条では、市場支配的地位の認定について、非銀行決済機関が図表 6 で示された状況の一つがある場合、人民銀行は国务院の独占禁止執行機関に対して、独占禁止の審査を求めることができるとした。一方で市場シェアについて、取引金額か取引件数をベースに計算するか明らかにされていない。

人民銀行によれば、電子決済は①ネット決済、②電話決済、③モバイル決済、④ATM 業務、⑤POS 業務、⑥その他電子決済の 6 種類から構成される。電子決済について人民銀行は、銀行業金融機関と第三者決済機関である非銀行決済機関に分けて統計を公表している。金額では銀行業金融機関が圧倒的であるが、件数では非銀行決済機関が銀行業金融機関を上回っている(図表 8)。中国では、店舗でスマートフォン上の QR コードを読み取る方式が普及しているため、第三者決済件数の急増につながったと言える。

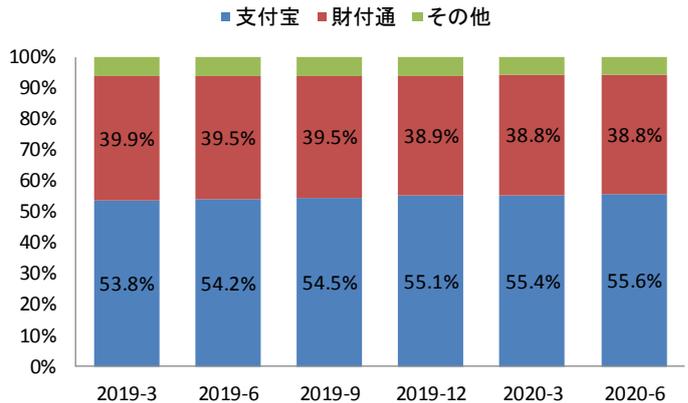
一方、非銀行決済市場と全国の電子決済市場におけるアリペイとテンペイのシェアについて、未だ公式データがない。iResearch によると、2020 年第 2 四半期の第三者モバイル決済市場で、アリペイとテンペイのシェア(金額ベース)はそれぞれ 55.6%、38.8%で、大手 2 社を合計すると 9 割を超えることから、規定に抵触する公算が大きい(図表 9)。但し、条例でいう電子決済市場には銀行が含まれるため、独占となっていないとも考えられる。

人民銀行の統計によれば、金額ベースで、2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで、銀行が処理した電子決済業務は 2,523 兆 7,900 億元、非銀行決済機関が処理したネット決済は 263 兆 6,800 億元。一方、同期間のアリペイの域内取引の電子決済(銀行と非銀行)に占める割合は 4.2%、テンペイは 3.2%、2 社合計で 7.4%となっている(図表 7)。他方、件数ベースで、2019 年、銀行の電子決済件数は 2,233 億 8,800 万件、非銀行決済機関は 7,199 億 9,800 万件。アリペイとテンペイの取引件数は発表されていない。

【図表8】銀行と非銀行の電子決済市場シェア
(金額ベース、2019年)



【図表9】第三者モバイル決済の市場シェア



(説明)2018年4月1日より「バーコード決済業務規範(試行)」が正式施行。
2018年第2四半期より、実店舗のQRコード決済は銀行カードのアクワイアリン
グの統計対象になる

(資料)iResearchより当行中国調査室作成

(資料)中国支払清算協会より当行中国調査室作成

金融業界は情報技術への依存度が高まり、この分野における独占禁止への取り組みを強化する必要性が強まっている。条例では、当局は「支配的地位を乱用し、決済市場の健全な発展を著しく阻害する」と判断した場合、是正措置の一つとして、「決済業務種類によって決済機関を分割する」と挙げている。一方で市場範囲や市場シェアの計算方法について、未だ明確にされていない部分がある。「独占禁止法」、「不当競争防止法」、「電子商取引法」等法令に基づき、決済業務の内容を細分化させ、各段階における決済企業の役割を明確にしたうえ、関連ルールを策定し、規制ラインに達しているかどうか判断することが必要である。

大手2社のアリペイとテンペイにとって、現時点では決済事業に直接的な影響を及ぼすことが想定されず、事業分割といった極端な状況が発生する可能性も低い。新たな決済ライセンス制度が導入されて以降、第三者決済機関の淘汰がさらに進む可能性があるが、大手企業の優位性は依然として存在すると思われる。但し、アントグループに対して、昨年末当局指導を受けた経緯もあり、監督管理方針に従って、資産運用や貸出事業の見直し、個人情報の合理的使用に取り組み、決済事業とその他金融業務の分離を加速させると見込まれている。

条例はこれまで決済機関の特性や強みとされた「小口」を特に強調せず、「決済機関革新の指導」、「多様な決済ニーズの満足」を言及していることから、市場化の方向性が読み取れ、既存の各種業務形態および将来出現してくる業務形態に対して、より高い包容性や適用性があることが予想される。長期的に見据えて政策の方向性を示し、市場開放と公平な競争を奨励し、決済業界の健全な発展を促進する効果がある。条例は非銀行決済に対する包括的な法令となり、将来具体的な細則が公布され、監督管理体系が一層完備されるであろう。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザー部
中国調査室 孫元捷

人事労務コンサルティング情報 / 中智上海

労働契約の解除・終了時の経済補償金に関するQ&A～

労働法規における中国特有の制度に経済補償金がある。今回は、会社から労働契約を解除・終了する場合の経済補償金に関し比較的相談の多いケースをご紹介します。

I. 固定期間労働契約の期間満了により契約を終了する場合、経済補償金の支払いは必要か？

『労働契約法』第 44 条には、「次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、労働契約は終了する。

(1) 労働契約の期間が満了した場合…」と規定している。

この場合、経済補償金を支払う必要があるか否かについて、同法第 46 条 5 項には、「次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、使用者は、労働者に対して経済補償金を支払わなければならない。…(5) 使用者が労働契約に約定する条件を維持し又は引き上げて労働契約を更新したが、労働者が更新に同意しない場合を除き、本法第 44 条第 1 号の規定に従い固定期間労働契約を終了した場合」と規定している。

つまり、会社がもとの労働契約の条件と同じかそれ以上の条件を提示したにも関わらず、本人が労働契約の更新に同意しない場合には、経済補償金を支払う必要はないが、それ以外の場合には、原則として経済補償金を支払う必要がある。

II. 一定の任務完成を期限とする労働契約を締結している場合、任務完成後に経済補償金の支払いは必要か？

『労働契約法実施条例』第 22 条には、「一定の任務完成を期限とする労働契約が任務完成により終了する場合、使用者は労働契約法第 47 条の規定に基づき労働者に経済補償金を支払わなければならない」と規定している。

労働契約法第 47 条

経済補償は、労働者の当該使用者における勤務年数満 1 年につき 1 か月分の賃金を支払うという基準に基づき、労働者に支払う。6 か月以上 1 年未満の場合は、1 年として計算する。6 か月に満たない場合、労働者に対し半月分の賃金を経済補償として支払う。

III. 会社が外地へ移転するにあたり、従業員が労働契約の履行を望まない場合、当該従業員に対して経済補償金の支払いは必要か？

『労働契約法』第 40 条及び 46 条には、労働契約締結時に拠り所とした客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約の履行が不可能になり、使用者と労働者の間で協議を経ても労働契約内容の変更について合意に達する事が出来ない場合、使用者は 30 日前までに労働者本人に書面形式で通知するか、又は規定額外で労働者に 1 か月分の賃金を支払った後、労働契約を解除する事ができ、かつ経済補償金を支払わなければならないと、規定している。

つまり、会社の移転が『労働契約法』に規定する「客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約の履行が不可能」になったと言えるかどうかのポイントとなる。

そのためには、一般的に会社が移転する距離、交通手段の提供の有無、出退勤時間の調整、交通手当の有無等の要素を総合的に考慮する必要がある。

三種類の主なケース:

① 会社が市中心部の範囲内で移転する場合: 一般的に労働契約の履行が可能と判断

され、「客観的状況に重大な変化」が生じた場合には該当しない。

② 会社が市中心部から郊外へ移転する場合や郊外の範囲内で移転する場合: 例えば送迎バスの提供、交通手当の支給等、明確な配慮があれば「客観的状況に重大な変化」が生じた場合には該当しない。

③ ②の状況下で、通勤や宿舍の配慮がない場合や、企業が所在市外へ移転する場合: 通常は労働契約の履行が不可能になったと認められ、「客観的状況に重大な変化」が生じた場合に該当する。

したがって、会社の移転が、「客観的状況に重大な変化」が生じたと認められ、かつ従業員が新しい勤務地での勤務を望まない場合、使用者は経済補償金を支払い、労働契約を解除する事ができる。

中智上海经济技术合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は 1987 年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。中智では現在、世界 500 強企業 239 社傘下の 1057 社や中国 500 強企業 148 社傘下の 611 社を含む全世界の企業 9.22 万社の企業やそこで勤めている 226 万人以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 2 月)

■ MUFG BK 中国月報 第 180 号(2021 年 2 月)

米国への対抗策とされる中国の事業体リストについて

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/121020101.pdf>

国際業務部

■ 経済マンスリー(2021 年 1 月)

国を挙げてカーボンニュートラルを推進していく中国

https://www.bk.mufg.jp/report/whatsnew/monthly_all20210129.pdf

経済調査室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214